

1 策定の背景

国は、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途として、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、各地域の状況に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築やその推進を図ってきました。

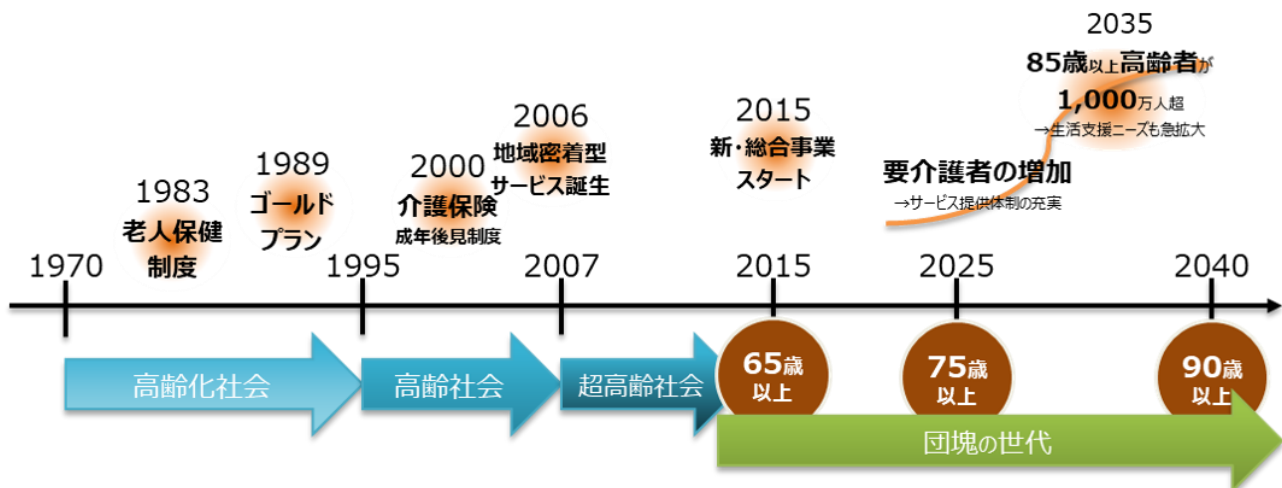
今後、2040 年には、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることから早急な対応が求められています。

このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要です。

本市においても、85 歳以上人口は、2035 年までは増加することが予想され、地域包括ケアシステムの深化・推進やさらには地域共生社会の実現を目指すことが重要です。

本市では、これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と今後3年間の具体的な施策・取組を進めるための指針となる計画として、「第 10 期中間市高齢者総合保健福祉計画」を策定します。

図表 1970 年代から 2040 年までの動き



資料：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞2040 年：多元的社会における地域包括ケアシステム」（地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究）、平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2019 年

2 第 10 期介護保険事業計画の基本指針 R8.3.9 国資料

国は「第 10 期介護保険事業（支援）計画」の基本指針として、以下3点を見直しのポイントとして挙げています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が 2040 年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たなタイプの活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

(2) 地域包括ケアシステムの深化

① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

(3) 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

3 計画の位置づけ

(1)法令の根拠

本計画は、「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」、「介護保険事業計画」、「認知症施策推進計画」を一体的に策定するものです。

①高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）：老人福祉法第20条の8

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

②介護保険事業計画：介護保険法第117条

市町村は、基本指針に即して3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

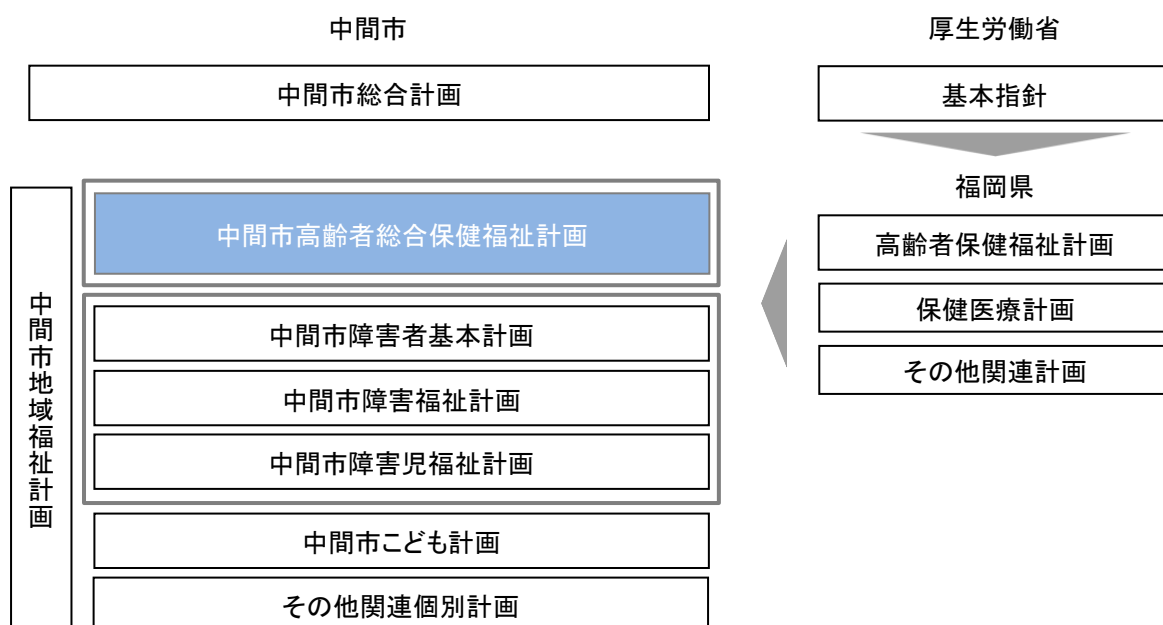
③認知症施策推進計画：認知症基本法第13条

市町村は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

(2)他計画との関係

本計画は、「中間市総合計画」及び「中間市地域福祉計画」を上位計画とし、その他の関連計画と調和を図り策定しました。

図表 計画の位置づけ



(3)SDGs推進に向けた取組

SDGs(エスディーゼーズ)(Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月に国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成28(2016)年から令和12(2030)年までの間に達成すべき17のゴールとそれに連なる具体的なターゲットから構成されています。

「中間市高齢者総合保健福祉計画」では、施策ごとにSDGsの目標を掲げており、総合計画と連動する分野別計画においても、SDGsの目標を踏まえた計画策定が求められています。本計画においても次の目標を掲げ、SDGs達成に寄与する取組を進めます。



4 計画の期間

本計画は、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間を計画期間とします。

図表 計画期間

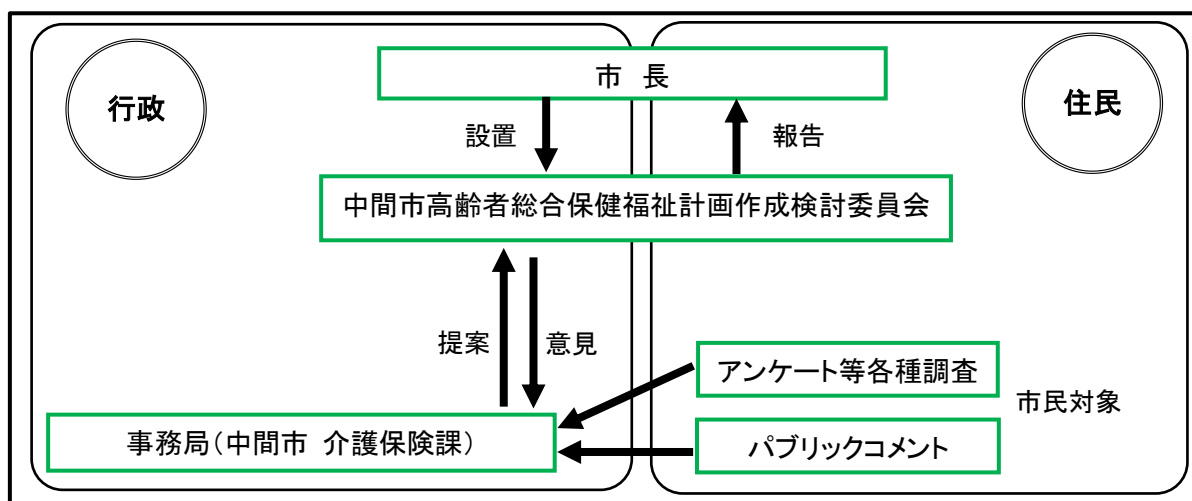
R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	...	R22 年度 (2040)
2040 年を見据えた中長期的な目標設定										
第 9 期			第 10 期			第 11 期				
「団塊の世代」 が 75 歳に			高齢者数が安定し始める (年間+20~30 万人) 多くの地域で高齢者数は減少、 首都圏では後期高齢者は増加						「団塊ジュニア世代」 が 65 歳に	

5 計画の策定体制

(1)策定体制

計画策定に当たっては、幅広い関係者からの意見を反映する場として、被保険者代表、医療・保健・福祉関係者、学識経験者などで構成する「中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会」を設置し、検討及び審議を経て計画の策定を行いました。

図表 策定体制



図表 中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会の開催状況

区分	実施日	内 容
第 1 回	令和 8 年 7 月 3 日	①第 10 期中間市高齢者総合保健福祉計画の策定について ②アンケート調査結果について ③中間市の現状・課題について
第 2 回	令和 8 年 1 0 月初旬	①第 10 期中間市高齢者総合保健福祉計画(骨子案)審議
第 3 回	令和 8 年 1 2 月初旬	①第 10 期中間市高齢者総合保健福祉計画(素案)審議 ②パブリックコメントの実施について
第 4 回	令和 9 年 2 月中旬	①パブリックコメント結果報告 ②介護保険料について ③第 10 期中間市高齢者総合保健福祉計画(案)審議

(2)市民意見の反映

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

高齢者の健康状態や日常生活の状況等について、要介護状態になるリスクを把握、分析することにより本計画策定のための基礎資料を得るとともに、介護予防事業に活用するための基礎データを得ることを目的に実施しました。

図表 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

区 分	内 容
調査対象	令和8年1月1日現在、65歳以上の市民2,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収（礼状兼回答のお願いハガキ送付）
調査期間	令和8年2月2日～2月28日
回収状況	有効回収数：1,452件（有効回収率：72.6%）

②在宅介護実態調査の実施

在宅生活を送る要介護認定者の「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討することを目的に実施しました。

図表 在宅介護実態調査の概要

区 分	内 容
調査対象	令和8年1月1日現在、中間市在住の在宅で介護を受けている方の中から無作為抽出した1,000人。
調査方法	郵送配布、郵送回収（礼状兼回答のお願いハガキ送付）
調査期間	令和8年2月2日～2月28日
回収状況	有効回収数：618件（有効回収率：61.8%）

③パブリックコメントの実施

第10期計画の策定にあたり、広く市民の意見等を聴取することを目的として実施しました。

図表 パブリックコメントの概要

区 分	内 容
実施方法	〇〇にて公表
実施時期	令和9年〇月〇日～〇月〇日
意見数	〇件

(3)計画の進捗管理

計画推進のために各年度において進捗状況の点検・評価を実施します。

計画が着実に実行されるよう適切な進捗管理を行い、必要に応じて個別の事業内容を見直す等、効率的かつ効果的な事業運営を行います。